

# あなたのお店の屋外広告物は？

～ 安全点検を受けましょう ～

## ■屋外広告物は企業やお店の「顔」です

あなたのお店の屋外広告物は、いつもきれいで安全な状態になっていますか？

近年、長い間放置された屋外広告物が突然落下する事故が他県で発生し、全国的な問題になっています。新しい屋外広告物が年々増え続ける一方、定期的な点検が行われずに放置されているものも数多くあり、こうした屋外広告物の安全点検が急務となっています。

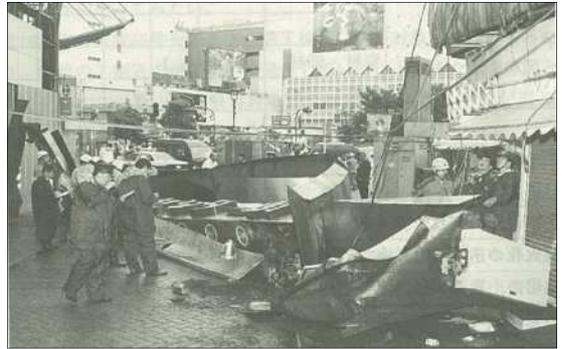
会社やお店の「顔」である屋外広告物が、安全で見やすいことを今一度ご確認いただき、管理の徹底に努めましょう。

## ■落下事故が起きました

平成9年、渋谷のセンター街で屋外広告物の落下による死亡事故が発生し、平成27年には札幌市の繁華街で屋外広告物が落下し通行者が重傷を負う事故が発生してしまいました。

所有者が定期的に点検を行っていれば、事故を未然に防ぐことはできたかもしれません。

しかし、一見どこにも問題が無さそうに見えるものでも、内部が腐食している可能性があります。

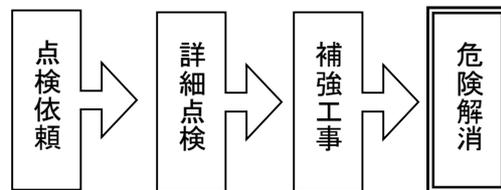


渋谷センター街で発生した落下事故

## ■専門家による安全点検が必要です

長野市では、市内の良好な景観形成や公衆に対する危害を防止することを目的とした「長野市屋外広告物条例」が制定されています。条例により設置許可が必要なものについては、一定の資格を有する管理者による安全点検が必要です。また、許可の必要がないものであっても「良好な状態に保持しなければならない」と定められております。

屋外広告物の落下事故を未然に防ぐため、所有者による目視だけの簡単な点検ではなく、専門家による詳細な安全点検調査を行い、必要な場合には補強工事などを行うことが重要です。



安全・安心なまちづくりや、良好な景観を守り育てるためにも、屋外広告物の安全管理に、ご理解とご協力をお願いいたします。

長野市役所都市政策課からのお知らせです。  
詳細についてのお問い合わせ等は裏面をご覧ください。

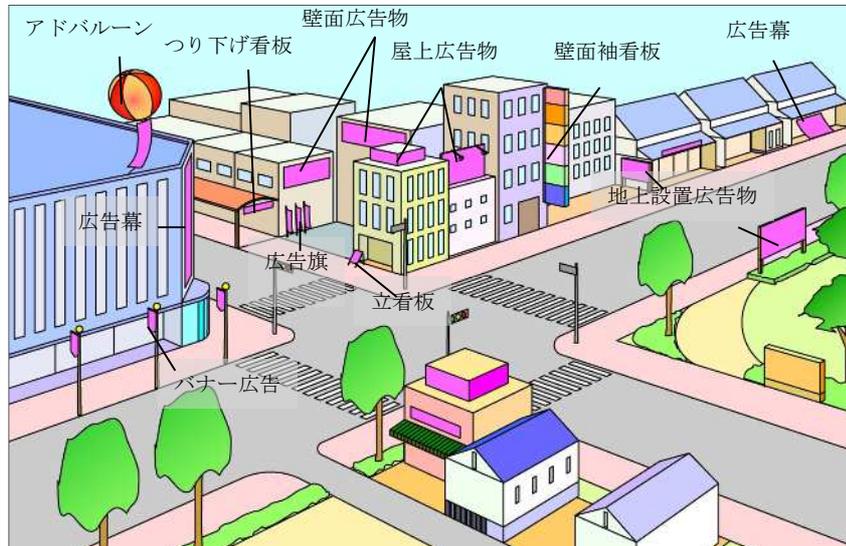
設置許可申請  
について



# 屋外広告物の設置許可申請はお済みですか？

## 屋外広告物とは？

屋外広告物には下図のような種類があります。



常時または一定期間継続して、屋外で、公衆に表示されるものを屋外広告物といいます。内容が営利・非営利かは問いません。

## 屋外広告物のきまりとは？

長野市屋外広告物条例に基づき、「良好な景観の形成」、「風致の維持」、「公衆に対する危害防止」などを目的として、地域ごとに広告物の大きさや色彩などのきまりが定められています。

## 屋外広告物を設置するには？

屋外広告物を表示・設置する場合は、原則、許可申請が必要です。

(一部、小規模な自己用広告物など、許可申請が不要な場合があります。)

詳しい内容については、長野市役所都市政策課(電話 026-224-7179)までお問い合わせください。

長野市役所 都市政策課

電話：026-224-7179 FAX：026-224-5111

Eメール：toshisei@city.nagano.lg.jp

長野市屋外広告物

検索

